

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年2月7日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
吹田市豊津町1029番3ほか
（仮称）コーナン江坂駅前店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
令和6年9月6日（令和6年大阪府告示第1271号）
- 3 吹田市の意見の概要
 - (1) 店舗周辺道路における路上駐車及び路上駐輪の防止に努めること。
 - (2) 店舗周辺道路において交通渋滞が発生しないように努めること。
 - (3) 警察と協議した内容を遵守すること。
 - (4) 駐車場ではアイドリングストップを徹底させること。
 - (5) 荷さばきを行う車両が周辺道路に待機駐車しないよう、荷さばき業務を計画的に行うこと。
 - (6) 交通誘導員の配置等により、駐車場出入口等における歩行者等の安全確保に努めること。
 - (7) 騒音について、規制基準を遵守すること。
 - (8) ごみ置場の構造及び面積について、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づき対応すること。
 - (9) 廃棄物の発生抑制に取り組み、環境に配慮した販売の事業を推進すること。
 - (10) 吹田市産業振興条例及び地域における商業の活性化に関する要項を遵守すること。
 - (11) 吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】を踏まえた事業計画とすること。
 - (12) 省エネルギーや省資源の観点から、環境に配慮した製品及び工法を採用すること。
 - (13) 地球温暖化対策としてエネルギー消費量や二酸化炭素排出量を抑えること。
 - (14) ヒートアイランド対策として、建物の屋根面や壁面、地表面の高温化を抑える取組を行うこと。
 - (15) 飲食店等を併設する場合は周辺住民への臭気に配慮すること。
 - (16) 「吹田市屋外広告物景観形成ガイドライン」及び「吹田市景観デザインマニュアル（屋外広告物）」等を踏まえた事業計画とすること。
 - (17) 屋外広告物は大きなもの及び派手なもの並びに映像やネオン等の高輝度で発光・点滅するものは、設置しないこと。
 - (18) はり紙やのぼり旗等、期間を限定して掲示する広告物は、掲示期限を守るとともに、数量やデザイン等についても景観に配慮したものとすること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

吹田市泉町一丁目3番40号

吹田市都市魅力部地域経済振興室